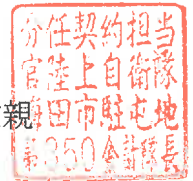


変更公告

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親



公告第91号(令和7年7月2日)係る入札公告の一部を変更する。

1 件名
海田市(R7)26号建物他便所改修工事

2 変更箇所
公告第4項及び第6項

3 変更内容
(1) 変更前
記載なし

(2) 変更後

4 工事概要

アスベスト調査・分析等	現地調査・採取・分析(床タイル・床シート・ソフト巾木)	7検体
	地方自治体への届出・手続き	1式

6 特記事項

(4) アスベスト調査

本工事に先立ち法令に基づくアスベスト調査を実施するとともに必要な届出等手続きを確実にを行い、官側に報告すること。

また調査の結果アスベスト含有が判明した場合、撤去工事の養生及びアスベスト含有建材の処理(廃石綿等、石綿含有廃棄物)において設計変更が必要な場合、請負者はすみやかに数量及び見積書を提出すること。

なお撤去作業については、設計変更による契約終了後に実施すること。

本工事で事前に調査を行うのは7検体としているが、現地調査・確認のうえ数量の変更が必要な場合は設計変更により対応する。

4 本件に関する問い合わせ先

〒736-8502 広島県安芸郡海田町寿町2-1

陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊 担当：高橋

TEL 082-822-3101(内線2340) FAX 082-823-4226

メール ma350fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

仕 様 書

調達要求番号	5RMC1AK0051	作成部 隊	海田市駐屯地業務隊
工 事 件 名	海田市 (R7) 26号建物他便所改修工事	作成年月日	令和7年6月17日

- 1 工事場所
広島県安芸郡海田町寿町2番1号 陸上自衛隊海田市駐屯地
- 2 適用範囲
本仕様書は、陸上自衛隊海田市駐屯地内建物の便所等改修工事に適用する。
- 3 工事期間
契約締結日の翌日 ~ 令和7年12月19日(金)までの間(基準)

工 種	工 事 概 要	数 量	
建築工事	仮設工事		
	養生、整理清掃後片付け	1式	
	撤去工事	押さえコンクリートカッター入れ t=60mm	43.6m
		押さえコンクリート撤去 t=60mm	3.5m ³
		25mm角床タイル撤去	3.2m ²
		50mm角床タイル撤去	1.2m ²
	金属工事	幅木撤去 H=100	16.8m
		トイレブース撤去	1式
		トイレブース扉撤去(再利用)	3箇所
	左官工事	点検口取付(天井) 450角	3箇所
床モルタル塗り ビニル系床材下地		4.6m ²	
建具工事	床モルタル塗り モルタル仕上	0.5m ²	
	床モルタル塗り 一般タイル下地	4.4m ²	
	壁モルタル塗り モルタル仕上	1.2m ²	
	トイレブース改修	1式	
	トイレブース新設	1式	
	トイレブース扉反転	3箇所	
	素地ごしらえ モルタル面(塗替)	13.7m ²	
塗装工事	素地ごしらえ 石こうボード面(塗替)	20.1m ²	
	下地調整 モルタル面(塗替)	13.7m ²	
	下地調整 石こうボード面(塗替)	20.1m ²	
	壁塗装 モルタル面(EF塗装)	13.7m ²	
内外装工事	壁塗装 石こうボード面(EF塗装)	20.1m ²	
	床シート張り	4.6m ²	
	床タイル張り 25mm角	3.2m ²	
	床タイル張り 50mm角	1.2m ²	
	ビニル巾木張り H=100	16.8m ²	
	壁石こうボード張り	1.6m ²	

工 種	工 事 概 要	数 量
電気設備工事	電線撤去	12.6m
	メタルモール撤去	2.2m
	コンセント撤去	1個
	マグネットスイッチ撤去	1個
	ヒューズ撤去	1個
	開閉器撤去	9個
	電線管新設 E25	26.4m
	電線管新設 E31	10.0m
	電線管新設 E51	1.5m
	1種金属線び新設 メタルモールB型	27.4m
配線工事	プルボックス新設 250×250×200	11個
	EM-EFF2.0mm×3C 天井内配線	221m
	EM-EFF2.0mm×3C 管内配線	65.3m
	アースターミナル付接地コンセント新設 適用型2P15A×1	14個
電灯設備工事	スイッチボックス 1個用	14個
	漏電遮断器新設 ELCB 2P20A 15mA	5個
その他工事	分電盤改造	1式
	和式便器撤去	4台
撤去工事	和式便器撤去(和洋改修工法による)	11台
	給水金物撤去	1式
機械設備工事	紙巻器撤去	15個
	給水配管新設(和洋改修工法による)	1式
	排水配管新設(和洋改修工法による)	1式
	洋式便器新設	4台
	洋式便器新設(和洋改修工法による)	11台
給排水衛生設備工事	給水金物新設	1式
	温水洗浄便座新設	14台
	紙巻器取付 2連型	15個
	現地調査・採取・分析(床タイル・床シート・ワト巾木)	7検体
7Pバス調査・分析等	地方自治体への届出・手続き	1式

5 一般事項

- (1) 本工事は、本仕様書・図面・次の基準及び関係法令等を守りて実施すること。
 なお、仕様書に記載なき事項等については、事前に監督官と協議のうえ指示に従うこと。
 ・ 関係仕様書については次のとおり。
 ・ 公共建築工事標準仕様書(建築・電気・機械設備工事編(最新版))
 ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築・電気・機械設備工事編(最新版))
- (2) 工事は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
- (3) 駐屯地(宿舍地区含む)規定により、喫煙は所定の位置で行ない、施工中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、工事場所以外の立ち入りを禁止する。工事の都合によりやむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。

工事名称	海田市 (R7) 26号建物他便所改修工事
図面名称	仕様書 (1)

- (4) 工事時間は午前8時15分から午後5時までとし、時間外・土曜日・日曜日及び祝日等に工事を実施する場合は、事前に監督官に届出て指示に従い実施すること。
- (5) 自衛隊(宿舍含む)施設からの電気・給水は原則使用しないものとする。
- (6) 受注者は、工事実施に先立ち、監督官と協議のうえ工事工程表を作成し、監督官に提出することとし、了解を得たのち工事を実施すること。
- (7) 工事に際し、関係各官公署への届出等が必要である場合については受注者の責任において迅速に処理すること。
- (8) 工事に際し、製作図・承認図・図面及び見本等が必要であると考えられる場合、もしくは監督官から指示があった場合については速やかに監督官に提出し、承諾を得ること。
- (9) 受注者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、作業完了後速やかにA4判アルバムに整理のうえ提出すること。
- (10) 工事は受注者の責任施工とし、施工に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (11) 着工に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本工事は、図面より現地での取り合いを優先する。
- (12) 現場の納まりや取り合わせ等により、材料の寸法や取付位置または取付工法を変更する場合は、監督官の指示を受けて行う。また、これにより数量を多少増減する等の軽微な変更が生じた場合には、請負金額の変更及び工期の延長はしないものとする。
- (13) 工事に際し、新設または既設部分への補強及び養生等が必要と思われられる箇所については、適切に処置を施すこと。
- (14) 工事中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるものとする。
- (15) 工事発生材(金属類で売却可能品)については、監督官の指示する場所に集積し、種類別に整理し、発生材調書と共に部隊側に引継ぐものとする。なお、その他の発生材については、受注者の責任において場外処分することとする。この際、廃棄物の処理及び清掃に関する法令等に基づき適正に処理し、マニフェストの写しを工期未までに提出できるように処分すること。なお、マニフェストについては、受注者負担とし、処理及び収集運搬の契約書及び許可証の写しを提出すること。
- (16) その他不明な事項等は、その都度監督官と協議する。

6 特記事項

- (1) 本工事で使用する材料は再利用品を除き、全て新品とし、標準仕様書による図面及び以下のとおりとする。ただし、事前に監督官に届け出て承認を得たものについては、同等品以上のものを使用することができる。その他記載なき事項については、標準仕様書及びJIS規格並びに各種協会規格に準ずること。
- ア 建築工事
- (1) 磁器質タイル：JIS A 5209 (セラミックタイル) 25mm角, 50mm角 同等品
- (2) ビニル床シート：JIS A 5705 (ビニル系床材) 同等品
- (3) ビニル幅木：JIS A 5705 (ビニル系床材) H=100 同等品
- (4) 合成樹脂エマルションシーラー：JIS K 5663 同等品
- (5) 合成樹脂エマルションペイント：JIS K 5663 同等品
- (6) 石こうボード：JIS A 6901 同等品

(7) トイレブース：メラミン化粧板、脚金物 同等品

イ 電気設備工事

- (1) EM-BEFケーブル：JIS C 3605 (600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケープル形状) 同等品
- (2) コンセント：JIS C 8303 (配線用差込接続器) 2P15A×1 ET付 同等品
- (3) 漏電遮断器：JIS C 8201-2-2 (漏電遮断器) ELCB 2P50AF20AT 100V 同等品
- (4) ねじなし電線管：JIS C 8305 E25, E31, E51 同等品
- (5) ビニル被覆付金属製可とう電線管：JIS C 8309 同等品
- (6) 1種金属線ひび：Panasonic DZB200KW ホワイト B型 同等品
- (7) プルボックス：未来工業 SUP-2520 250×250×200 ステンレス製 同等品
- ウ 建築工事
- (1) 衛生器具：JIS A 5207 (衛生器具一便器・洗面器類) II型 C710S 同等品
- (2) 温水洗浄便座：JIS A 4422 (温水洗浄便座) 同等品
- (3) 大便器用洗浄弁：JIS B 2061 (給水栓) 同等品
- (4) 給水管：JIS G 3442 (水配管用亜鉛メッキ鋼管) SGPW 25A 同等品
- (5) 排水管：JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管) VP 75A 同等品
- (6) 給水管継手：JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手) 同等品
- (7) 排水管継手：JIS K 6739 (排水用ポリ塩化ビニル管継手) 同等品
- (8) 紙巻器：TOTO YH702 2連型 同等品

(2) 建築工事

ア トイレブースは官側に承認図を提出すること。また、改修箇所も同様とし官側の承認を得たうえで製作すること。

イ 塗装やタイル等は色見本を提出し官側と調整のうえ色等を決めること。天井点検口の開口部は野縁等と同材を用いて補強を行うこと。

(2) 電気設備工事

ア ケーブルが防火区画を貫通する場合は関係法令に適合したもので、貫通部に適合する材料および工法によるものとする。

イ 金属線ひびの切り口は、バリ等を除去し平滑にすること。

ウ 1種金属線ひび及び屋外配管の固定間隔は商品の適合する間隔で壁に取付することとし、接続部の両側や付属品の接続部等端部に近い箇所固定すること。

エ 1種金属線ひび内では電線の接続をしないこと。

オ 屋外配管の接続部や貫通孔等は防水処置を施すこと。

カ コンセントの設置はFL+500とし、詳細の位置は官側と調整し指示に従うこと。

キ 配線完了後、絶縁抵抗試験を行い異常がないことを確認すること。

(3) 機械設備工事

ア 本工事は和洋改修工法とし、工法に適した機械と材料を使用すること。

イ 和洋改修工法により、給水管及び排水管の位置等の変更がある場合は、監督官と調整し指示に従うこと。

ウ 洋式便器の位置の細部は監督官と調整したうえで選定すること。また、位置が確定次第監督官に給排水管の取り合い等を図面等で提出すること。

エ 取付完了後、動作確認し給水や排水の漏れ等の異常がないか確認すること。

工事名称	海田市 (R7) 26号建物他便所改修工事
図面名称	仕様書 (2)

- (4) アスベスト調査
 本工事に先立ち法令に基づきアスベスト調査を実施するとともに必要な届出等手続きを確実にを行い、官側に報告すること。
 また調査の結果アスベスト含有が判明した場合、撤去工事の養生及びアスベスト含有建材の処理(廃石綿等、石棉含有廃棄物)において設計変更が必要な場合、請負者はすみやかに数量及び見積書を提出すること。
 なお撤去作業については、設計変更による契約終了後に実施すること。
 本工事で事前に調査を行うのは7種体としているが、現地調査・確認のうえ数量の変更が必要な場合は設計変更により対応する。

- 7 提出書類
- | | |
|-----------------------------|---------------|
| (1) 工程表 | 1 部 (契約後速やかに) |
| (2) 現場代理人通知書 (略歴書含む) | 1 部 (同上) |
| (3) 打合せ簿 | 1 部 (その都度) |
| (4) 竣工届 | 1 部 (工事後速やかに) |
| (5) 材料承認願 | 1 部 (作業開始までに) |
| (6) 材料等搬入報告書 | 1 部 (同上) |
| (7) 施工体制台帳 (下請け契約を結んだ場合) | 1 部 (契約後速やかに) |
| (9) 工事日誌 | 1 部 (その都度) |
| (10) 工事写真 | 1 部 (工事後速やかに) |
| (11) マニフェスト (写し) | 1 部 (同上) |
| (12) 産廃処分・運搬等の契約書及び許可証 (写し) | 1 部 (契約後速やかに) |
| (13) その他指示された書類 | (その都度) |

- 8 竣工検査
 工事終了後、現場清掃のうえ監督官に届け出て検査官の実施する完成検査を受け、合格をもって工事完了とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け、合格をもって工事完了とする。